

広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年六月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十三号

広島県行政組織規則の一部を改正する規則

広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(局の分課) 第五条 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、総務局にデジタルトランスフォーメーション推進チーム、経営企画チーム及びブランド・コミュニケーション戦略チームを、地域政策局に広島サミット推進チームを、商工労働局にイノベーション推進チームを置く。</p> <p>(地域政策局各課の分掌事務) 第九条 (略) 地域政策総務課―国際課 (略) 広島サミット推進チーム 広島サミットに関すること。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(局の分課) 第五条 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、総務局にデジタルトランスフォーメーション推進チーム、経営企画チーム及びブランド・コミュニケーション戦略チームを、商工労働局にイノベーション推進チームを置く。</p> <p>(地域政策局各課の分掌事務) 第九条 (略) 地域政策総務課―国際課 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。